

■ 4条1項11号

不服 2023-002391

<本願商標>

GYUCHO

第29類「牛肉入りのレトルトパウチしたカレー、牛肉入りの調理済みカレー、牛肉入りのレトルトパウチしたシチュー、牛肉入りの調理済みシチュー、牛肉入りのレトルトパウチしたスープ、牛肉入りの調理済みスープ、牛肉入りのカレー・シチュー又はスープのもと、牛肉、食肉、ミンチカツ、ハンバーグ、ローストビーフ、牛肉の味噌漬、牛肉の缶詰、牛肉の佃煮、乾燥牛肉、冷凍牛肉、肉製品、卵、加工卵、食用魚介類（生きているものを除く。）、冷凍野菜、冷凍果実、加工野菜及び加工果実、なめ物、お茶漬けのもと、ふりかけ、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆」

第30類「ミートソース、牛肉入りのパスタソース、牛肉入りの弁当、牛肉入りのおにぎり、牛肉入りの調理済み麺類、牛肉の挽肉入りのビビンバ、牛肉の挽肉入りのラビオリ、サンドイッチ、パン、肉まんじゅう、中華まんじゅう、ハンバーガー、ミートパイ、ピザ、ホットドッグ、コーヒー豆、穀物の加工品、即席菓子のもと、アーモンドペースト、イーストパウダー、こうじ、酵母、ベーキングパウダー、酒かす」

※補正後の指定商品

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする

<原査定理由>

引用商標：「牛兆」（標準文字）

第29類「牛脂、牛肉、牛肉を使用した肉製品、牛肉又は牛肉を使用した肉製品を主材とする調理済み惣菜、牛肉を使用したカレー・シチュー又はスープのもと」

第30類「牛肉を使用した弁当、焼肉のたれ」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「GYUCHO」の文字を横書きしてなるところ、その構成文字は、辞書等に掲載された語ではなく、ローマ字風に「ギューチャー」と発音できる造語を表してなると看取できる。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「ギューチャー」の称呼を生じ得るが、特定の観念は生じない。

(2) 引用商標について

引用商標は、「牛兆」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中「牛」の文字は「ウシ目（偶蹄類）ウシ科の一群の哺乳類の総称。」の意味を、「兆」の文字は「数の単位。起ころうとする物事に関するきざし。」の意味を有する語（参照：「広辞苑 第7版」岩波書店）であるが、両文字を結合して具体的な意味を有する成語となるものではなく、各語の語義を結合したような漠然とした意味合いを連想させるとしても、具体的な意味合いを想起できるものではない。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「ギューチャウ」又は「ウシチャウ」の称呼を生じるが、特定の観念は生じない。

(3) 本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標を比較すると、外観においては、構成文字及びその文字種（欧文字と漢字）の差異により、判別は容易である。また、称呼においては、複数生じ得る称呼のうち「ギューチャー」と「ギューチャウ」の称呼は、「ギュー」及び「チャー」の音に続く「ウ」の音と長音は近似する音であるから、構成音全体としての語調、語感が似通ったものとなるが、「ギューチャー」と「ウシチャウ」の称呼は、構成音が明らかに相違するから、聴別は容易である。さらに、観念においては、いずれも特定の観念は生じないから比較できないものの、引用商標は構成文字の語義を結合したような漠然とした意味合いを連想させるから、記憶される観念上の印象には差異があり、相紛れるおそれはない。

そうすると、本願商標と引用商標は、外観において判別は容易で、観念において相紛れるおそれはなく、また、称呼において複数生じ得る称呼に近似音を含むものがあるとしても、その他の称呼は聴別は容易であるから、これらを総合して考察すれば、同一又

は類似の商品について使用するときであっても、その出所について誤認混同を生じるおそれはないというべきで、類似する商標とは認められない。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは同一又は類似する商標ではないから、その指定商品を比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

そうすると、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「GYUCHO」と引用商標「牛兆」は、外観において判別は容易で、観念において相紛れるおそれはなく、また、称呼において複数生じ得る称呼に近似音を含むものがあるとしても、その他の称呼は聴別は容易であるから、これらを総合して考察すれば、同一又は類似の商品について使用するときであっても、その出所について誤認混同を生じるおそれはないというべきで、類似する商標とは認められない、と判断されました。

最近の審決の判断傾向を踏まえると、個人的には理由に疑問が残るものの、このような結論が出されてもおかしくはないものと思われまます。ただ、両商標の称呼と観念の比較が、やや強引な認定のようにも感じられ、「はじめに結論ありき」の印象が拭えません。特に、観念の比較においては、かなりの不自然さを感じます。

この点、少し調べてみると、請求人は1978年に「牛長」の文字が含まれるロゴマークを登録しており（登録第1326703号）、2022年には「牛長」の文字のみの商標についても登録をしている（登録第6532971号）ことがわかりました。一方、引用商標「牛兆」は、2017年に登録されています。いずれの登録も、指定商品には抵触しているものが含まれます。

つまり、少なくとも「牛長」と「牛兆」は非類似であると特許庁で判断された上で、現状、それぞれの商標に登録が認められているということになります。本事件は、この状況下で、請求人が「牛長」の読みをアルファベットで表記したと考えられる商標「GYUCHO」を出願したところ、引用商標「牛兆」の存在を理由に、拒絶査定を受けたという経緯によるものと言えそうです。

請求人の立場からすると、登録に割り込んできたのはむしろ引用商標の方だと考えてもおかしくはないでしょう。近年の審決動向を踏まえると、今後、引用商標権者が「GYUCHO」を出願した場合には登録が認められてしまうおそれも考えられることから、おそらく請求人は先手を打って、本願商標「GYUCHO」を出願したものと思われます。この点、現在の実務潮流を読んだリスク予測がしっかりされていて、素晴らしいと思います。

本審決の類否判断の結論自体には賛否があるかとは思いますが、当職も、どちらかといえば否定的です。ただ、上述の経緯を踏まえれば、商標「GYUCHO」の登録を本来保持すべきは、請求人の方であろうと感じます。特許庁も、このように考えたからこそ、なんとか両商標を非類似としたく、「はじめに結論ありき」のような印象を受ける審決理由になったのかもしれない。

昨今は、称呼が同一でも非類似の商標として登録されるケースが多くありますが、その影響として、本事件のような事例が今後もますます増えるのではないかという気がします。

(弁理士 永露 祥生)

< 2023年10月2日 >